

## 西宮市フレンテホールの指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市フレンテホールについて、次のとおり指定管理者を指定しました。

### 1 対象施設

名 称 西宮市フレンテホール  
所在地 西宮市池田町11番1号

### 2 指定管理者として指定した団体

名 称 日本管財・文化律灘・HA2B共同事業体  
(構成団体：日本管財株式会社・文化律灘合同会社・合同会社HA2B)  
代表者 日本管財株式会社代表取締役社長 福田 慎太郎  
所在地 西宮市六湛寺町9番16号

### 3 指定管理者に行わせる業務

- (1) フレンテホールにおける文化芸術の鑑賞事業等の企画、実施に関する業務
- (2) フレンテホールの使用の許可、不許可及び条件の付与に関する業務
- (3) フレンテホールの使用料の徴収、減免及び還付に関する業務
- (4) フレンテホールの使用許可の取消、使用の制限若しくは停止、許可条件の変更又は退去に関する業務
- (5) フレンテホールにおける特別の設備に係る許可に関する業務
- (6) フレンテホールの使用に係る原状回復に関する業務
- (7) フレンテホールへの入館の制限に関する業務
- (8) フレンテホールへの立ち入り調査に関する業務
- (9) フレンテホールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (10) フレンテホールに係る防火管理者の選任及び防火管理に関する業務
- (11) モニタリングに係る利用者アンケート等、施設の設置目的を達成するために必要な業務

### 4 指定期間

令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで

以 上